

財務省告示第四百四十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成十四年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように定める。

平成十五年五月十六日

財務大臣臨時代理

国務大臣 平沼 赳夫

八十三万九千二百七十九トン